

冒頭発表 アジア開発銀行における取組： JCM日本基金を中心に



アジア開発銀行 環境・気候変動専門官 藤井進太郎

本稿では、アジア開発銀行（ADB）の概要とともに、ADBの気候変動分野の取組全般と、私が担当している二国間クレジット制度日本基金について紹介し、最後にOECCへの期待を申し上げます。

1. アジア開発銀行の概要

ADBはアジア・太平洋地域を対象とする国際開発金融機関として、1966年に設立されました。ADBは融資や無償資金供与、技術協力などを通じて、「貧困のないアジア・太平洋地域」というビジョンの実現に向け取り組んでいます。

現在、ADBの加盟国・地域は68カ国・地域で、うち支援対象はアジア・太平洋地域の41カ国（開発途上加盟国）です。本部はフィリピン・マニラに置かれ、他に全世界に43の現地事務所があります。2020年末時点で、全職員数は約3,600人で、うち約1,300人が専門職員（日本人は約140人）、約2,300人がフィリピン人を中心とした補助職員となっています。設立以来、日本は米国と並んで最大の出資国となっており、歴代総裁は全て日本人が就任しています。

2018年には、ADBの長期戦略である「ストラテジー 2030」が策定されました。これは、持続可能な開発目標、気候変動に関するパリ協定、仙台防災枠組などの重要な国際アジェンダに沿った内容となっています。「ストラテジー 2030」の下、ADBは、極度の貧困の撲滅に努めるとともに、豊かでインクルーシブ、気候変動や災害等のショックに強靱で持続可能なアジア・太平洋地域の実現に向け取り組んでいます。

2020年には、アジア・太平洋地域が新型コロナウイルスの感染拡大に迅速に対応し、パンデミックからのグリーン・リカバリーを支え、そして長期的な開発課題への取組を支援するため、ADBの年間のコミットメント額は過去最高の316億ドルに達しました。

2. 気候変動分野の取組

ADBは、気候変動分野で高い目標を掲げて、積極的に取り組んできています。2015年、気候変動関連の年間融資額を2020年までに2014年の30億ドルか

ら倍増させる目標を設定し、2019年に63億ドルに達しました。これは、国際開発金融機関として最初の気候変動ファイナンスに係る目標でしたが、その目標を1年前倒して達成しました。

「ストラテジー 2030」では優先事項の1つとして「気候変動への対応、防災、環境面での持続可能性の向上」を掲げています。さらに、(1)2030年までに、ADBが合意した業務案件数の少なくとも75%について、気候変動の緩和と適応を支援することを目指す、(2)2019年から2030年までで、ADB独自の財源を使って、気候変動関連で累計800億ドルを融資する、という定量的な目標を定めています。

気候変動関連の年間融資額については、2019年は65億ドル(コミットメント額)でした。2020年は、パンデミックへの即時的な対応に多くのリソースを投入しつつも、気候変動関連で43億ドルを記録しました。

ADBは、「ストラテジー 2030」の目標達成に向け、パンデミックからのグリーンで強靱でインクルーシブな復興に向けた支援を推進しつつ、気候変動分野の取組を強化していきます。

3. 二国間クレジット制度日本基金（JFJCM）

私は、ADBの持続可能な開発・気候変動局に所属し、気候変動関係の信託基金の一つである「二国間クレジット制度日本基金」（JCM日本基金またはJFJCM）の管理を担当しています。同局は、幅広いセクター・テーマに渡る専門的知見の提供やドナー国・開発機関等とのパートナーシップ等を通じて、ADBの融資プロジェクトを担当する業務部局（東南アジア局等の地域局や民間部門業務局）や開発途上加盟国を支援する役割を担っています。

JFJCMは、日本国環境省からの拠出金を得て2014年に設置されました。JFJCMは、導入コストが高いためにADBのプロジェクトでの活用が十分に進んでいない先進的な低炭素技術について、JFJCMの資金を用いて当該技術の導入に必要な追加コストを軽減することによってADBプロジェクトでの採用を進めていくもので、これによりアジア・太平洋地域における先進的な低炭素技術の普及・拡大に貢献することを目指しています。また、JFJCMは二

国間クレジット制度 (JCM) を利用する基金として設計されており、JFJCMを活用したプロジェクトで達成された温室効果ガスの排出削減については、最終的にJCMクレジット化されることになっています。

2014年の設立以来、毎年環境省からJFJCMへの拠出金を得ており、累計額は2021年7月時点で約8,846万ドルです。支援対象国は、ADBの開発途上加盟国の中のJCMパートナー国で、現在、モンゴル、バングラデシュ、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピンの11カ国が対象です。支援対象国において実施されるADBプロジェクトの中で、再生可能エネルギーやエネルギー効率向上、廃棄物発電などといった先進的な低炭素技術の導入が見込める案件について、この先進的な低炭素技術の導入に必要な、通常レベルの技術の導入と比較した場合の追加コストをJFJCMからグラントとして供与します。1件のプロジェクトには、ADB融資等を含むプロジェクト全体予算の10%を上限として(ただし最大1,000万ドル)、グラントを供与することができます。ADBは、国(ソブリン案件)だけでなく民間セクター等を対象とした融資等(ノンソブリン案件)も実施しており、ノンソブリン案件の場合、JFJCMはADB融資に対する利子負担を軽減する利子補給の形で支援を行います。

これまでに6件のJFJCM案件が承認されています(全てソブリン案件)。支援対象となった先進的な低炭素技術には、スマートグリッド、省エネ型下水処理システム、省エネ型(低ロス)送電線、省エネ型病院建物及び廃棄物発電が含まれます。直近では、2020年8月に第6号案件として、ADBはモルディブにおける「マレ広域区廃棄物発電プロジェクト」を承認しました。本プロジェクトのうち、ティラフシ島の廃棄物発電所(処理能力500トン/日、発電能力12MW)の導入に当たり、JFJCMからの1,000万ドルのグラントが活用されます。温室効果ガスの削減量は年間約40,417トン(二酸化炭素換算)と見積もられています。案件形成の段階では、東京都23区清掃一部事務組合の専門家が現地を訪問し、モルディブ政府及び廃棄物管理公社に対し廃棄物管理に関するキャパシティービルディングを行い、案件形成に貢献していただきました。

JFJCM案件への事業者の参画機会は、ソブリン案件とノンソブリン案件で大きく異なります。ノンソブリン案件については、事業者が主体となり、自らが実施するプロジェクトの資金調達において、ADBの融資を利用するかどうかが入り口になるため、参画機会としてはシンプルです。

他方、ソブリン案件については、ADBの融資を利用する途上国政府が主体となり案件が実施されま

すが、具体的な案件が形成されるより前の上流段階から案件実施に至る下流段階まで、事業者の様々な参画機会があります(図参照)。まず具体的な案件形成に当たっての基盤を形成する上流段階においては、相手国との協力関係の構築やキャパシティービルディングへの参画があり、環境省の都市間連携事業等を通じて、日本の自治体の参画も得て効果的に進めることも可能です。また、ADBのイベント等で、知見の共有や技術の紹介を行うことが可能です。こうした活動を通じ、具体的な案件のアイデアが形作られていきます。JFJCM事務局としても、事業者との情報交換を通じ、着想を得ています。

次に個別の案件を形成する段階に入ると、プロジェクト担当者と協力して、導入可能な先進的な低炭素技術の特定や、温室効果ガス削減の費用対効果を含め、JFJCM案件としての実現可能性について調査を行う際に、コンサルタントとして参画する機会があります。また、引き続き、相手国へのキャパシティービルディングに参画する機会もあり得ます。

最後に入札の段階では、先進的な低炭素技術を導入する本体事業の国際競争入札に参加するほかにも、相手国政府による入札図書作成の支援、応札者から提出される提案書の評価の支援、JCMのプロジェクト登録・MRV等に係る支援、又は施工監理の支援等を行って、プロジェクトに参画する機会があります。特に、JFJCM案件の本体事業については、初期コストは高くとも、エネルギー効率が高く運転・維持コストが低い先進的な低炭素技術が採用されるよう、ライフサイクルコストによる入札評価が導入されており、高い技術力を持つ事業者にとって機会が開かれています。

本稿の最後に、世界が脱炭素へ向かう大きな転換期にあるなか、これに一層貢献できるよう、環境インフラ海外展開プラットフォームの事務局を担うOECCが、案件の上流から下流までの支援、教訓・ノウハウの蓄積、その活用を一層推進することを期待しまして、締めくくりとします。

